

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

本県では、大和平野に残る歴史文化遺産とそれを取り巻く自然的環境が一体となって、我が国の代表的な歴史的風土を形成しており、これらは原生の自然美を有する吉野山地とともに、本県が世界に誇る貴重な資源となっている。

こうした歴史的・自然的風土を、現代の都市機能と調和させ、いかに保全し、次世代に継承していくかは、本県の都市計画の基本的な課題である。また、人々の価値観の多様化やグローバル化による国際的な大競争時代の中で、奈良県の個性を発揮し「都市の魅力の創出」をするためには、単に保全するのみでなく、身近に親しめる空間的価値を付加することも必要である。

都市公園については、奈良市の奈良公園や明日香村の国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域等に代表される都市公園が整備され、都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積（平成20年度末）は11.8m²と全国平均の9.5 m²を上回り、特別史跡の平城宮跡を含め、本県は近畿圏のオープンスペース及びレクリエーションエリアとして認識されているが、都市公園の地域別の配置や種別を見ると、住民が身近に利用できる公園や多様なニーズに対応した公園の整備などについて対応しなければならない面もある。阪神・淡路大震災に見られるように、災害に強い都市づくりにおいても緑地・公共空地の果たす役割は大きく、防災機能面からもその整備が求められている。

イ. 基本方針

- ・持続可能な循環型社会の構築による、良好な自然環境や優れた歴史環境との共生、快適な生活環境の保全を図る。
- ・緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の諸機能を効果的に発揮できるよう、広域的観点から地域制緑地と施設緑地を配置する。

ウ. 緑地の目標

(ア) 地域制緑地の目標

- ・地域制緑地については、現行の指定面積を維持する。

(イ) 施設緑地の目標

- ・施設緑地については、次のとおり目標を設定する。

表4-13 都市公園面積の目標

区 分	平成20年	平成32年
都市計画区域内の住民1人当たりの都市公園面積	11.8 m ² /人	13.6 m ² /人

エ. 主要な緑地の配置の方針

- ・都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく「緑の基本計画」の策定を推進することにより、世界に誇る歴史文化遺産を活かした緑の景観づくりや生活環境に溶け込む身近な緑地の保全と創出を図る。

(7) 世界に誇る歴史文化遺産を活かした緑の景観づくり

①奈良らしい景観を構成する緑地の保全

- ・地域の良質な緑地を保全するため、風致地区、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域、国立・国定公園、県立自然公園、環境保全地区及び景観保全地区等の指定により、地域制緑地を配置する。

②歴史文化遺産と一体となった魅力ある緑地の創出

〈大和都市計画区域〉

- ・奈良市、斑鳩町、明日香村など貴重な歴史文化遺産が存在する地域などを中心に、風致地区や歴史的風土特別保存地区等を指定し、歴史文化遺産とその周辺の自然的環境が一体となった緑地の配置を図る。
- ・国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項第 2 号ロに定める「我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため」に設置された国営公園である。

このうち、平城宮跡区域は、国と奈良県が連携を図りながら、奈良時代を今に感じる空間づくりを理念とし、特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用を通じ、国営公園としての利活用性の高さに配慮しつつ、古代国家の歴史・文化を体感・体験でき、古都奈良の歴史・文化を知る拠点にもなる場所とすることを方針として公園整備を進めていく。また、その周辺地域において奈良県・奈良市が主体となって景観保全・形成、交通ネットワーク整備などの公園を核としたまちづくりの取り組みを推進する。

飛鳥区域（キトラ古墳周辺地区）は、キトラ古墳や檜隈寺跡の歴史遺産の保全と連携し、その周辺の環境整備を図るとともに、五感を使って楽しみながら飛鳥の歴史や文化、風土について学ぶ「体験的歴史学習」の場や、歴史的風土を味わいながらゆったりと過ごせる公園空間の整備を推進する。

- ・奈良公園は、県有数の観光地として国内外から来園者が訪れる我が国を代表する公園であることから、平城遷都 1300 年祭を契機に、世界に誇れる奈良公園として歴史的、文化的および自然的要素などの本質的価値を維持しつつ、魅力ある公園づくりにむけて必要な整備を推進する。
- ・大和平野には多数の大規模な古墳が集中しており、広陵町・河合町の馬見丘陵公園、橿原市の植山古墳公園等のように区域内の古墳群を都市公園内に保全しながら、観光や歴史文化学習の場への活用を図る。
- ・飛鳥川を軸として、明日香村、橿原市を中心に歴史的景観と調和のとれた水と緑のネットワークの形成を図る。

〈吉野三町都市計画区域〉

- ・紀の川（吉野川）とその周辺の山並みが一体となった美しい自然環境を維持・保全するため、吉野町・大淀町・下市町の県立吉野川津風呂自然公園を引き続き自然公園区域に指定する。

(イ) 生活環境に溶け込む身近な緑地の保全と創出

①誰もが利用できる身近な緑地や水辺の創出

- ・まちの緑とオープンスペースとして、県営馬見丘陵公園等の整備を推進するとともに、樫原運動公園、香芝市スポーツ公園等の市町村の基幹公園である総合公園、運動公園の整備を促進し、誰もが利用できる広域的レクリエーション空間を確保する。
- ・誰もが身近に親しめる緑地空間を形成するため、市町村は、住区基幹公園（地区公園、近隣公園及び街区公園）を整備するとともに、水と緑のネットワーク化を促進するため、河川及び沿道空間等を活用した緑地の配置を図る。
- ・自然環境と共生する都市環境を形成するため、都市公園等を利用し、生物の生息・生育環境を創出する水辺を配置する。
- ・災害時の避難地、避難路や延焼遮断帯となる都市公園や遊歩道の整備を推進し、都市全体の安全性の向上を図る。

②緑を育てる仕組みづくり

- ・庁舎、学校、下水処理場等の公共公益施設において、植栽スペースの確保や屋上の緑化等を推進するとともに、民間施設における緑化を促進する。
- ・緑化意識を高めるため、緑化イベントの開催やホームページでの緑に関する情報提供を推進する。

オ. 実現のための具体の都市計画制度の方針

(7) 地域制緑地の指定方針及び指定状況

従来からの地域制緑地による規制を引き続き行い、自然環境や歴史文化遺産等の維持・保全を図る。

①風致地区

樹林地若しくは樹木に富める土地（市街地を含む。）、水辺地（水面を含む。）、農地、その他県民意識における郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市環境の保全を図る区域に定める。

表 4-14 風致地区の指定地区及び面積

市町村名	地区名	指定面積 (ha)
奈良市	春日山	2,801.8
	佐保山	488.8
	平城山	576.0
	西の京	200.5
	あやめ池	413.2
	富雄	247.6
大和郡山市	郡山城跡	67.0
	矢田山	411.0
天理市	山の辺	1,338.0
橿原市	耳成山	40.4
	香久山	109.0
	畝傍山	173.0
	藤原宮跡	48.9
	明日香	14.0
桜井市	三輪山之辺	835.6
	鳥見山	423.1
	磐余	148.2
生駒市	生駒山	1,010.0
斑鳩町	斑鳩	628.4
明日香村	明日香	2,404.0
合計		12,378.5

②歴史的風土特別保存地区等（古都保存法等）

古都において歴史的風土を保存するため、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域であって、歴史的風土保存計画に定める基準に基づき指定する地区に定める。

表4-15 歴史的風土特別保存地区等の指定地区及び面積

市町村名	地区名	指定面積 (ha)	
奈良市	春日山	1,329.0	
	平城宮跡	419.0	
	聖武天皇陵	5.0	
	山陵	17.0	
	唐招提寺	29.0	
	薬師寺	10.0	
天理市	石上神宮	29.7	
	崇神景行天皇陵	52.5	
橿原市	香久山	48.0	
	畝傍山	126.0	
	耳成山	16.0	
	藤原宮跡	22.0	
桜井市	三輪山	304.0	
斑鳩町	法隆寺	80.9	
明日香村	飛鳥宮跡	第一種歴史的 風土保存地区 (明日香法)	105.6
	石舞台		5.0
	岡寺		7.5
	高松塚	7.5	
	明日香	第二種歴史的 風土保存地区 (明日香法)	2,278.4
合計		4,892.1	

③近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）

無秩序な市街化のおそれが大きく、かつ、これを保全することにより地域住民の健全な心身の保持等の効果が著しい区域に定める。

表 4-16 近郊緑地保全区域の指定区域及び面積

区域名	市町村名	指定面積 (ha)
金剛生駒	五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、	4,506.3
矢田斑鳩	奈良市、大和郡山市、生駒市、斑鳩町	879.3
合計		5,385.6

④環境保全地区（自然環境保全条例）

道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で、良好な環境を保全するために積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区に定める。

表4-17 環境保全地区の指定地区及び面積

地区名	市町村名	指定面積 (ha)
富雄・生駒	奈良市、生駒市	568.0
百楽	奈良市	10.0
宝来		148.1
三松寺		15.0
平群谷	生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町	1,353.0
アスガ谷	上牧町	68.0
新古阪	香芝市、上牧町	51.0
瑞垣	桜井市	38.0
天神山・富之里	五條市	429.0
合計		2,680.1

⑤景観保全地区（自然環境保全条例）

森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的自然環境を維持するために必要な地区に定める。

表4-18 景観保全地区の指定地区及び面積

地区名	市町村名	指定面積 (ha)
高山溜池	生駒市	93.0
明神山	香芝市、王寺町	237.0
馬見丘陵	大和高田市、広陵町、河合町	245.0
纏向	桜井市	99.0
出雲・金屋		198.0
多武峯・高取	桜井市、御所市、高取町	4,857.0
貝吹山	橿原市、高取町	362.0
金剛・葛城山麓	五條市、御所市、香芝市、葛城市	2,215.0
国見山	御所市	518.0
巨勢山	五條市、御所市	633.0
吉野川・丹生川	五條市	505.0
合計		9,962.0

⑥自然公園（自然公園法・奈良県立自然公園条例）

優れた自然の風景地の保護及びその利用増進並びに生物の多様性確保を図るため指定される地域であり、国立・国定公園は自然公園法に基づき環境大臣が、県立自然公園にあっては奈良県立自然公園条例に基づき県知事が指定している。

表 4-19 自然公園の指定地域及び面積（都市計画区域内）

公園名	市町村名	指定面積 (ha)
吉野熊野 国立公園	吉野町	103
大和青垣 国定公園	奈良市、天理市、桜井市	5,742
金剛生駒紀泉 国定公園	五條市、御所市、生駒市、香芝市、 葛城市、平群町、三郷町	4,880
室生赤目青山 国定公園	桜井市、宇陀市	994
県立矢田 自然公園	奈良市、大和郡山市、生駒市、 斑鳩町	524
県立吉野川 津風呂自然公園	五條市、吉野町、大淀町、 下市町	1,770
合計		14,013

(4) 主要な施設緑地の確保目標

表 4-20 おおむね 10 年以内に整備予定の主要な都市公園

種別	名称	計画面積 (ha)	市町村名	整備主体
近隣公園	植山古墳公園	2.5	橿原市	橿原市
	明日香村近隣公園	3.4	明日香村	明日香村
地区公園	五條中央公園	4.9	五條市	五條市
	三郷中央公園	5.0	三郷町	三郷町
総合公園	橿原運動公園	29.4	橿原市	橿原市
	たかとり健幸の森公園	27.7	高取町	高取町
運動公園	鴻ノ池運動公園	31.0	奈良市	奈良市
	大和高田市総合公園	10.0	大和高田市	大和高田市
	香芝市スポーツ公園	23.7	香芝市	香芝市
広域公園	馬見丘陵広域公園	65.3	広陵町 河合町	奈良県
特殊公園	国営飛鳥・平城宮跡歴史 公園 飛鳥区域キトラ古 墳周辺地区	13.6	明日香村	国
	国営飛鳥・平城宮跡歴史 公園 平城宮跡区域	122.0	奈良市	国
		9.9	奈良市	奈良県

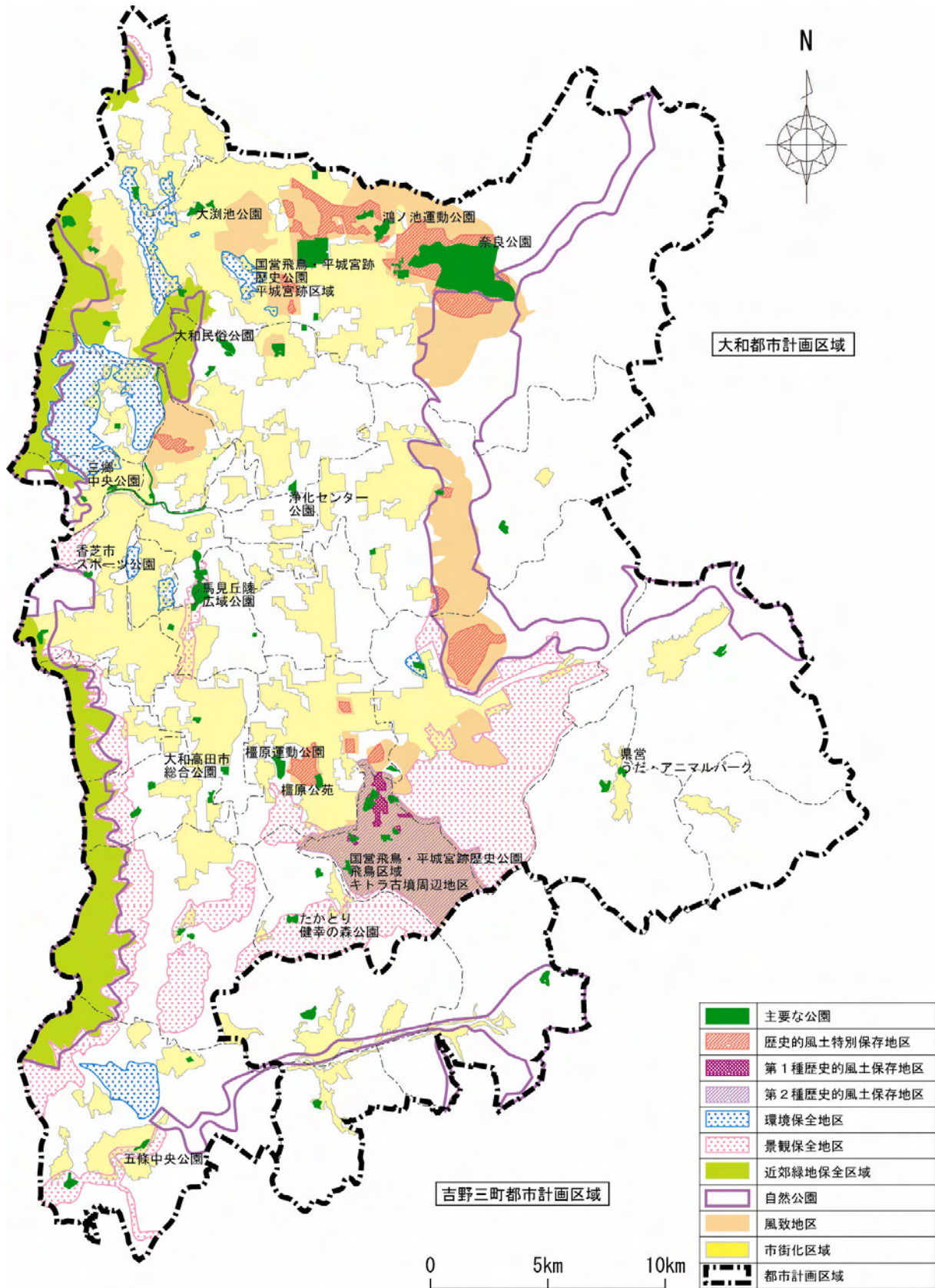


図4-6 地域制緑地及び主要な施設緑地の配置方針図

5. 都市景観の形成に関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

本県の県土は様々な時代の多彩な景観資源によって構成されており、これらが重層することによって本県の風土が成り立っている。本県においては、このような多くの歴史文化遺産と豊かな自然による質の高い景観のほか、農林業や地場産業が特徴づける地域独特の魅力ある景観、表情豊かな自然景観などが形成されている。

また、青垣の山々や緑豊かな丘陵は、景観の重要な骨格を形成しており、青垣を背景とした古墳、社寺などの景観資源を、水田や集落などを通して低地から見渡す眺めや、青垣から大和平野全体を見渡す高見からの眺めなどの眺めの豊かさや、その視点場の豊かさが特徴となっている。また、吉野三町都市計画区域などの地域においても、高原や渓谷などの雄大な自然の眺めなど、多くの優れた眺望の場が存在している。

このようななか、本県の都市景観は、歴史的に形成、蓄積された原風景の大きな構造のなかに、新しい住宅地や工場団地の開発や、駅前や沿道の商業施設の立地など、新しい都市開発などの景観の要素が加わって形成されている。

経済の発展や利便性の向上を優先した都市化の進行などにより、歴史的景観の保全・活用、眺望景観の保全、市街地景観・沿道景観の整備・整序、自然・風土景観の保全が課題となっている。

イ. 基本方針

- ・奈良県景観条例（平成 20 年奈良県条例第 49 号）、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく制度、都市計画制度などの適正な運用により、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ先導的に推進する。また、より地域の実情に応じた景観形成を図るため、市町村が景観行政団体となり景観計画を策定することを促進する。もって美しく風格のある県土を形成し、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

ウ. 景観形成のための主要な施策

①歴史的景観の保全・活用

- ・世界遺産やその他の歴史文化遺産により形成される奈良固有の歴史的な景観については、歴史的風土特別保存地区や風致地区の指定により、その周辺地域も含めて保全・再生を図る。
- ・橿原市の今井地区や宇陀市の松山地区など、伝統的建造物群とこれと一体をなしてその価値を形成している地区についてはその環境を保存するため、伝統的建造物群保存地区の指定を推進する。
- ・地区の特性に応じて歴史的景観を維持・活用するため、特別用途地区や歴史的風致維持向上地区計画等により地区にふさわしい建築物の誘導を図る。
- ・歴史的景観と調和した観光都市としての魅力を向上させるため、歴史的まちなみや歴史のみちすじの保全・整備を図る。

- ・歴史的景観等の保全を図るため、無電柱化を推進する。
- ・歴史的風土の保存・継承を図るため、歴史的風土特別保存地区内において、古都保存法に基づき土地の買入れを行う。
- ・貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)に基づく歴史的風致維持向上計画を市町村が策定することを促進する。

表 4-21 伝統的建造物群保存地区の指定状況

地区名	市町村名	面積 (ha)
今井町地区	橿原市	約17.4
松山地区	宇陀市	約17.0
新町地区	五條市	約7.0

表 4-22 街なみ環境整備事業の実施地区名、市町村及び面積

地区名	面積 (ha)	市町村名
郡山地区	53.5	大和郡山市
今井町地区	18.1	橿原市
新町地区	11.0	五條市
東里地区	15.8	斑鳩町
松山地区	34.8	宇陀市
土佐地区	28.5	高取町
飛鳥地区	6.5	明日香村
寺口地区	5.6	葛城市

表 4-23 歴史的地区環境整備街路事業の実施市町村及び地区名

地区名	市町村名
奈良町地区	奈良市
今井地区	橿原市
法隆寺地区	斑鳩町
松山地区	宇陀市

②眺望景観の保全

- ・青垣とそれを背景とした山の辺の社寺や古墳などと田園及び集落が一体となった眺めが優れた場所からの眺望を確保するため、景観法に基づく景観計画の活用により、大規模建築物等の色彩などの意匠形態について規制誘導を行う。
- ・優れた眺望景観を保全するため、風致地区や高度地区などの適切な運用により、地域の実情を反映しつつ、建築物等の高さ等の規制誘導を行う。

③市街地景観・沿道景観の整備・整序

- ・景観法に基づく景観計画の活用により、広域的な景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物などへの規制誘導を行うとともに、世界遺産など県を代表する歴史文化資産が集積する地域の沿道、県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道、

及び県内の交通網を形成する広域幹線道路の沿道については、重点的にきめ細かな規制誘導を行う。

- ・地域に密着した身近な地区計画、建築協定、奈良県景観条例に基づく景観住民協定制度などの活用により、地域の個性を活かした景観づくり、まちづくりを促進する。
- ・地域の玄関口となる駅前や眺望の美しい沿道など、特に周辺景観と屋外広告物との調和を図る必要のある地区においては、奈良県屋外広告物条例（昭和 35 年奈良県条例第 17 号）に基づく景観保全型広告整備地区制度の活用を図る。
- ・「奈良県景観色彩ガイドライン（平成 21 年 5 月）」により奈良県の色彩景観における現状及び景観形成における色彩の考え方を示し、建築物等の色彩計画を検討するにあたって活用されるよう景観意識の向上を図る。
- ・都市計画施設の整備等の公共事業の実施にあたっては、「奈良県公共事業景観形成指針」に基づき、良好な景観形成の先導的な役割を果たす。
- ・道路整備にあたっては、歴史的まちなみや自然など、周辺の景観資源に配慮し、周辺環境と調和する道路構造物を採用するとともに、可能な限りの無電柱化、街路樹等による緑化等を推進する。

④自然・風土景観の保全

- ・青垣と山の辺の景観の保全を図るため、既に指定されている自然公園、風致地区、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域等を引き続き指定する。
- ・水田や果樹園などの農地や里山と、集落などが一体となって形成される良好な景観を保全するため、市街化区域と市街化調整区域との区分や風致地区などの適切な指定・運用、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画の策定の促進、優良農地の保全や耕作放棄地の減少に努める。
- ・河川やため池などの水辺空間の整備にあたっては、その歴史性や自然特性などに配慮しつつ、良好な景観の再生・創出に努める。

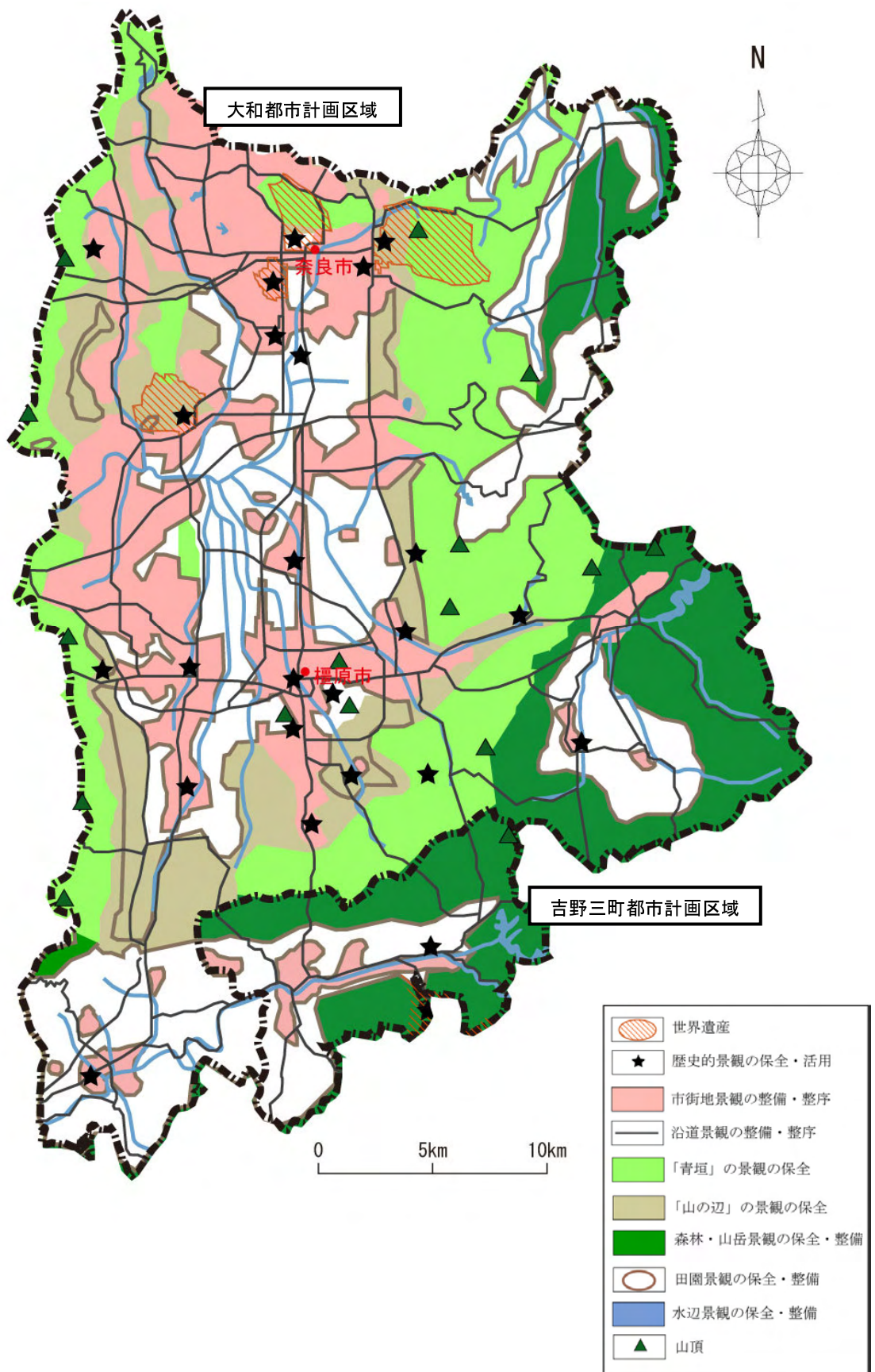


図 4-7 都市景観の形成方針のイメージ図

6. 都市防災に関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

今世紀前半にも発生する可能性が高いと見られている「東南海・南海地震」が同時発生した場合、本県でも震度 6 弱から震度 5 弱の揺れが想定されている。

また、県内の内陸型地震の中で最も想定被害の大きな奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合、県内で震度 7 から震度 5 強の揺れが想定されている。

このため、阪神・淡路大震災を教訓に、震災や火災等に強い都市構造の形成が求められている。

また、大和川流域においては、大阪平野への唯一の出口である亀の瀬の流下能力が低いことや河床が高い天井川が多いことから、大雨時の家屋浸水被害など洪水による被害を軽減・解消することが求められている。

イ. 基本方針

- ・安全・安心な都市づくりの推進に向けて、「奈良県地域防災計画」を踏まえ、集中的な被害を防止する多核型都市構造の形成や、緊急輸送路及び避難路となる交通ネットワークの強化に努めるとともに、体系的な防災拠点の配置を図る。
- ・公共施設の確保や老朽建築物の更新等により、密集市街地の防災性の向上を図る。

ウ. 都市防災のための主要な施策

(7) 震災に強い都市づくり

- ・本県の防災構造を強化するため、市街地再開発事業等の促進、共同溝の整備等ライフラインの耐震性の強化、建築物の耐火・耐震化などを奈良県地震防災対策アクションプログラム、奈良県耐震改修促進計画に基づき着実に実施する。
- ・避難地・避難路や延焼遮断帯を確保するため、道路、河川、公園、緑地等の都市基盤を整備する。
- ・密集市街地については、防災性の高い市街地の改善を図るため、密集住宅市街地整備促進事業、土地区画整理事業等の活用により、道路、公園等の公共施設を確保するとともに、老朽建築物の更新による不燃化等を促進する。

(4) 浸水被害に強い都市づくり

- ・浸水による被害に強い都市づくりを推進するため、河川改修事業や河川情報システムの充実強化、土地利用規制などハード・ソフトの両面から総合的な治水対策を推進する。

〈大和都市計画区域〉

- ・竜田川、富雄川等の河川改修事業や遊水地の建設、実盛川におけるダムの建設を推進するとともに、ため池の治水利用や校庭を利用した雨水貯留浸透施設の整備等の流域対策を総合的に推進する。

- ・ 大和川流域の治水安全度の早期向上が可能で下流部への流出量の低減にもつながる流出抑制対策と洪水調節施設の整備を大和川（直轄）沿いにおいて進める。

〈吉野三町都市計画区域〉

- ・ 紀の川（吉野川）流域の治水安全度を向上させるため、紀の川（吉野川）等の河川改修事業を推進する。

(ウ) 土砂災害等に強い都市づくり

- ・ 土砂災害等に強い土地利用の誘導を図るため、建築基準法に基づく災害危険区域、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険地域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域等を指定するとともに、施設整備などの対策を計画的に推進する。

7. 観光の振興に関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

本県は、東大寺、興福寺、平城宮跡等の「古都奈良の文化財」及び「法隆寺地域の仏教建造物」、吉野地域の「紀伊山地の霊場と参詣道」の3つの世界遺産を有するとともに、歴史的風土が保存されている明日香村のほか、県内各地に分布する非常に多くの歴史的建造物や歴史的まちなみを残しているなど、他に比類ない歴史文化遺産を有している。

また、奈良らしい風土基盤を形成している青垣や山の辺の景観、田園景観や吉野山地の自然環境も奈良観光のよりどころとなっている。

これらの観光資源により年間3,500万人の観光客が本県を訪れているが、そのうち約10%しか宿泊していない状況であり、地域経済の活性化のためにも本県を訪れる観光客がじっくり楽しみ、また訪れたい魅力ある観光地づくりが必要である。

また、歴史文化資源の豊富さから観光イメージが固定化しており、観光客数の伸び悩みが懸念されている。観光の対象は、従来型の史跡名勝に加え、地域とのふれあい・交流、産業の体験、景観等に広がっており、外国人観光客の誘致も重要な視点となっている。今後は、このような多様な視点から本県の観光資源を捉え、様々な観光客のニーズに対応した、新たな魅力創出に取り組むとともに、情報発信の充実を図る必要がある。

さらに、観光シーズンを中心に交通渋滞が発生し、点在する観光資源を効率的に周遊することの阻害要因となっていることから、観光拠点間の円滑な移動の確保が必要である。

イ. 基本方針

- ・特色が発揮される都市づくりを進めるため、良好な自然環境や恵まれた歴史文化遺産に十分な保全対策を講じる。また、奈良らしいまちなみが残る地区においては、歴史的まちなみが十分に維持・保全されるための対策を講じるとともに、公共事業等の実施にあたっては、公共事業景観形成指針にしたがって、奈良らしい新たな都市景観の創造に努める。
- ・滞在周遊型の観光を目指し、多様な観光ニーズに対応した、歴史、文化、自然等を満喫できる魅力的な観光交流拠点の形成を図るとともに、これらの観光交流拠点間の円滑な移動を推進する観光交流軸（幹線道路や鉄道等）の形成を図る。

ウ. 観光の振興に資する都市づくりの主要な施策

①土地利用規制等による歴史文化遺産・自然環境の維持・保全

- ・観光資源である青垣、山の辺の景観、田園景観等の保全を図るため、既に指定されている国立・国定公園や風致地区、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全区域及び県立自然公園等を引き続き指定する。
- ・奈良らしい歴史的まちなみの維持・保全を図るため、伝統的建造物群保存地区の指定を推進する。また、奈良県景観条例や景観法に基づく景観計画の活用により、県内各地に残る良好なまちなみの維持・保全を図る。

②滞在周遊型の観光交流空間の形成

- ・生活空間と歴史文化の融合したまちなみの保存・活用とともに、地区内に観光関連施設を誘導するため、市町村において、明日香村の「にぎわいの街特別用途地区」及び「明日香村にぎわいの街建築条例（平成13年明日香村条例第8号）」のような緩和型の特別用途地区等の活用を図る。
- ・奈良市の奈良町等における町家を生活空間として再生するとともに、観光交流拠点として活性化を図るための施策を検討する。
- ・観光滞在を促進するため、市街化調整区域における宿泊施設に関する開発許可基準の的確な運用や地区計画制度の活用により、宿泊施設の立地促進を図る。また、緑豊かな農山村で、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動など、都市農村交流の推進を図る。
- ・奈良らしさと調和した都市景観を奈良の観光の魅力につなげるため、市町村において景観計画の策定や景観地区の指定などの景観法の活用、地区計画の指定、奈良県屋外広告物条例の活用など、総合的な景観形成のための取り組みを促進する。
- ・観光交流拠点内においてゆっくりと奈良の魅力に浸ることができる回遊空間を確保するため、観光地や歴史文化遺産を巡る自転車道、歩道の整備やそのネットワーク化、高齢者、障害者等が気軽に回遊できる公共交通機関の利用を促進する。
- ・回遊ルートや観光施設・宿泊施設等に関して、外国人にもわかりやすく、効果的な案内、情報提供の充実を図る。

③観光交流拠点間を円滑に移動、周遊できる観光交流軸の形成

- ・観光交流拠点間を円滑に移動、周遊できる観光交流軸を形成するため、道路整備においては京奈和自動車道、中和幹線等の高規格幹線道路、地域高規格道路や観光交流拠点間を回廊する都市計画道路の整備を推進する。
- ・鉄道とバス、自転車等の交通手段との乗り換えの円滑化を図るとともに、駅舎や駅前広場等のバリアフリー化を推進し、観光客の鉄道でのアクセス性の向上を図る。
- ・周遊型観光地としての魅力を高めるため、国内外からの観光客が到着し、県内の観光地を巡る起点となる交通ターミナルの整備を図る。
- ・自家用車から電車、バス、自転車に転換を図り、快適で魅力ある「エコ観光」を推進するとともに、わかりやすい案内標識の整備を図る。
- ・自家用車による周遊観光の利便性向上のため、「道の駅」やサービスエリアを活用し、ドライバー向けの観光情報を発信するとともに、ETCの多目的利用技術を活用した施策も検討する。

8. 商工業の振興に関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

(商業)

- ・本県では、1世帯当たりの1か月支出額が全国3位となっており、県民の消費活動は全国的に見て高いが、県民の消費活動を吸収し得る商業集積地が少なく、消費需要が県外に流出している。また、県内の中心市街地は、全国的な傾向ではあるが、居住者の高齢化と人口の減少、郊外型店舗の進出によりその活力が低下している。

(工業)

- ・本県の工業は、製菓、靴下などの伝統的な地場産業や、高度成長期以降の食品、電子部品等幅広い業種が昭和工業団地などの工業団地を始めとして広域に分布している。しかし、工場の新規立地件数については近年、改善されてきているものの、全用途地域に占める工業系用途地域の割合は全国で1番低く、事業所の平均敷地面積が小さい(全国44位)など、大都市と比べ大規模な工場の集積が計画的に行われてきたわけではない。
- ・このようななか、近年、幹線道路ネットワークが整備されてきたことを契機とし、これらの幹線道路ネットワークの沿道において、工業系、物流系産業機能の集積を考慮した土地利用を創出することが上位計画にて位置付けられている。

イ. 基本方針

以下に示すとおり、商業及び工業の推進によって、県内での雇用の創出を図り、持続可能な地域を実現する。

(商業)

- ・人口減少社会の到来や高齢化の進行などの社会経済情勢の変化に対応したにぎわいのある拠点を形成するため、県の商業政策と連携を図りながら、主要鉄道駅を中心に商業施設の集積を促進する。併せて、必要な都市機能の配置、公共交通等によるアクセス機能、交通結節機能の強化を図りながら、良好な住環境と交流空間を効率的に実現する持続可能な拠点づくりを、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮しながら推進する。

(工業)

- ・整備されつつある幹線道路ネットワークを有効活用し、計画的な土地利用の誘導により、工業系、物流系企業等が立地しやすい環境づくりを推進する。なお、これらの推進にあたっては、奈良独自の自然環境や歴史文化資源、都市景観等との調和に十分配慮するものとする。

ウ. 商工業の振興の目標

- ・商工業の振興に関する目標を次のとおり設定する。

表 4-24 商工業の振興に関する目標

区分 \ 年次	平成 17 年	平成 32 年
工業出荷額	21,601 億円	31,098 億円
卸小売販売額	21,205 億円	24,274 億円

エ. 商工業の振興に資する都市づくりの主要な施策

① 2大拠点及び主要生活拠点におけるにぎわいの形成

- ・奈良、橿原の 2 大拠点と個性豊かな 16 の主要生活拠点の主要鉄道駅周辺において、地元市町村が策定した中心市街地の活性化に関する計画等に基づき、商業施設の集積を促進するとともに、必要な都市機能、公共交通等のアクセス機能、交通結節機能の強化を図る。
- ・なお、五條市新町など、奈良の歴史文化と地域の生活習性が色濃く残る町家が一体となって商店街を形成しているところについては、地域の歴史文化の蓄積を活かし、コミュニティの再生と一体となったにぎわいの形成を図る。

② 地域ニーズに対応したにぎわいの維持・創出

近年、価値観の多様化に伴い、居住、就労、購買など地域のニーズは多様化してきている。

駅を中心としたにぎわいの形成を基本としながら、幹線道路沿道等においても、多様化する地域ニーズへの対応や雇用の創出、地域の活性化などの観点から積極的に受け入れていくべきと判断される場合、地区計画などを活用しながら、景観、交通環境、周辺の土地利用との調和等に配慮しつつ、一定規模のにぎわいを維持・創出する。

③ 産業活動の振興に資する都市づくり

- ・関西文化学術研究都市の交流・連携の推進を図るため、生駒市高山地区の整備や京阪奈新線、国道 163 号清滝生駒道路（学研都市連絡道路）の整備を促進する。
- ・インターチェンジや既存工業団地の周辺等において、保留フレームの活用により計画的に工業系土地利用を誘導し、企業立地を推進する。（（仮称）橿原南・御所インターチェンジなど）
- ・地場産業の活性化や産業活動の振興を図るため、周辺環境との調和に配慮した地区計画の活用や開発許可制度の的確な運用により、立地環境が整った地区において企業立地を推進する。

9. 地域主体の総合的なまちづくりに関する都市計画の方針

ア. 現状と課題

近年、地域の魅力向上や災害・犯罪への備えなど、住民自らが暮らすまちのあり方についてこれまで以上に関心が高まっており、従来の行政主導のまちづくりから住民参加のまちづくり、そして、住民主体のまちづくりへと少しずつ変化している。

都市計画においても、平成14年の改正都市計画法により住民提案制度（法21条の2）が創設され、行政のみでなく住民も都市計画に主体的に参加することができるようになった。

イ. 基本方針

・「地域の発想による、地域住民のための、地域の魅力を創出する都市づくり」を目指し、NPO や住民等と行政によるパートナーシップのまちづくりのための手続き、支援制度、事業制度を構築し、県民参加型のまちづくりを推進する。

ウ. 主要な施策

① 住民参加のまちづくりの推進

（情報提供の充実）

- ・まちづくりに関する情報を広く発信することで、地域住民等によるまちづくりに関する取り組みの活性化や意識の醸成を図る。
- ・都市計画決定に係る手続きの透明性の向上や都市計画決定権者の責任の明確化を図るため、都市計画決定に係る地元説明会の充実、県・市町村の都市計画案のホームページへの掲載等を積極的に推進する。

（支援制度の充実）

- ・地域住民やNPOなどのまちづくりに関する取り組みを促進するため、専門家の派遣制度などのまちづくり支援制度の充実を図る。

② 住民等による提案内容の反映

（住民提案の反映手続きの明確化）

- ・地域住民等の都市計画に対する主体的な参加を促進するため、地域のまちづくりに対する提案を都市計画行政等に反映させる手続きの整備を図る。

（手続き条例の制定促進）

- ・市町村が地区計画案の都市計画を定めるにあたっては、法第16条第2項に基づく条例（いわゆる手続条例）を制定する必要がある、制定していない市町村においては早急に手続条例を制定する。

(申し出方法の条例化の促進)

- ・市町村においては、地区計画案の段階における住民参加を実効性あるものとするため、法第16条第3項に基づく案の申し出の方法についての条例化を促進する。

③住民等による提案内容の実現

(市町村マスタープランの策定の促進)

- ・法第18条の2に基づく市町村マスタープランは、市町村がより地域に密着した見地から即地的に都市計画の方針を定めるものであり、地域住民等が進めるまちづくりの指針となるものである。よって、この市町村マスタープランの策定を促進することで、明確なまちの将来像、まちづくりの指針を示し、効率的な事業の実施を図る。

(まちづくりを実現する事業制度の構築)

- ・地域住民等によるまちづくりを実現するための事業制度を構築し、事業の実施により地域の活性化を促進する。また、これらの事業実施をPRすることによって、まちづくりに関する意識の醸成、住民参加の活性化を図る。